⑶　東北地方整備局（港湾空港関係）における「港湾土木工事」に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、1,150点以上の者であること。）

なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の点数を750点以上とする。

⑷　会社更生法に基づき更生手続きの申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した次に掲げる同種工事の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

１）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者

・海上における防波堤工事において、捨石マウンドを築造し、鉄筋コンクリートケーソンを据付した工事。

※「海上における防波堤工事」とは作業船を使用し、防波堤及び防波（埋立）護岸等を施工した工事を指す。

※「捨石マウンドを築造」とは「投入」～「均し」までの一連を指す。なお、実績が「投入」又は「均し」のいずれか一方だけである場合、また、目潰石を用いた本均し作業のみの場合は、施工実績として認めない。

２）特定ＪＶの代表者以外の構成員

・海上において、捨石マウンドを築造した工事。

※「捨石マウンドを築造」とは「投入」～「均し」までの一連を指す。なお、実績が「投入」又は「均し」のいずれか一方だけである場合、また、目潰石を用いた本均し作業のみの場合は、施工実績として認めない。

３）当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定要領（平成21年３月31日付け国港技第105号の２）第４第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計（以下、「工事成績評定点」という。）が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

２）特定ＪＶの代表者又は単体有資格業者にあっては、平成８年４月１日以降に元請けとして、完成・引き渡しが完了した上記２⑸１）に掲げる工事の施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、規定しない。

３）当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

４）監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下、「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北地方整備局から、地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　東北地方整備局（港湾空港関係）が発注した工事の受注実績がある場合は、工事成績評定点が以下に示すものであること。

１）港湾土木工事のうち、平成21・22年度に完成・引き渡しが完了した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定点の平均点が65点以上であること。

２）平成22年度以降に完成・引き渡しが完了した低入札価格調査制度対象工事があった場合においては、当該工事の工事成績評定点が70点未満でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

⑽　１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑾　施工計画が適正であること。（入札説明書参照）

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　本工事の総合評価は、次の施工計画等を受け付け、１）～２）と価格を総合的に評価して落札者を決定する。

１）施工計画（施工上配慮すべき事項）

・大型起重機船によるケーソン据付において配慮すべき事項

２）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

⑵　施工計画における最低限の要求要件　上記⑴１）について、具体的な内容が示されていること。

⑶　ヒアリングの実施

１）資料のヒアリングは、必要に応じて実施する。なお、ヒアリングの日時・場所については、別途連絡する。

２）開札後、予定価格の制限の範囲内の価格で申込みをした入札参加者に対して、必要に応じて施工体制の確認に係る追加資料の提出を求めヒアリングを行うことがある。

⑷　総合評価の方法

１）入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には標準点100点を与える。

２）提出された資料の内容に応じて、次のア）の評価を行い加算点を与え、またイ）の評価を行い施工体制評価点を与える。なお、加算点の最高点数は20点とし、施工体制評価点の最高点数は30点とする。

ア）施工計画（施工上配慮すべき事項）

イ）施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）

加算点の算出方法は、ア）の評価項目の満点を加算点最高点数20点に相当するものとし、各企業の獲得点数により加算点を算出する。また、施工体制評価点は、イ）の項目を評価して与える。なお、施工体制評価点の低い者に対しては、加算点を減ずる場合がある。

３）入札価格及び施工計画等に係る総合評価は、入札者の申し込みに係る上記１）及び２）により得られた標準点と加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下、「評価値」という。）をもって行う。

⑸　総合評価に関する基準　上記⑷２）の評価項目及び評価基準の詳細は入札説明書による。

⑹　落札者の決定方法

１）入札参加者は、価格及び施工計画をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、上記⑷総合評価の方法によって得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

ア）入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

なお、予定価格は、設計図面及び設計図書に基づき算出し、総合評価管理費は含まない。

イ）評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。

２）上記において、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑺　施工計画に基づく施工　実際の施工に際しては、総合評価に関する事項の施工計画に記載した内容に基づき、施工計画書の作成及び実施工を行うものとする。